

CLAIR REPORT

1992年米国大統領選挙等の概要(2)

—地 方 編—

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 056 (DEC.25,1992)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団
人自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区九段南3-3-6 ニッセイ麹町ビル 4階
TEL 03-3222-5381 FAX 03-3222-5399

目

次

III 州知事選挙	1
1 概要	1
2 今回の知事選挙の特徴	3
3 主な争点	4
4 選挙結果	6
IV イニシアチブ（住民発案）／レファレンダム（住民投票）	14
1 制度の概要	14
2 今回の主なイニシアチブ／レファレンダム	16
3 注目を集めた5つの住民投票	19
V おわりに	24

III 州知事選挙

1 概要

(1) 知事選挙の行われた州

今回 11月3日に知事選挙が行われたのは全米50州のうち、12州であった。実施された州は下表のとおりである。

知事選挙においても民主党、共和党の二大政党の候補者による一騎打ちが行われたが、党内においては他の選挙と同様予備選挙等により候補者の絞り込みが行われた。

(2) 改選前の状況

下表のとおり、改選州12の現職知事の党派内訳は民主党が6、共和党が6となっており、そのうち現職知事が再選を目指して立候補したのは、わずかに4州ですべて民主党であった。また、州憲法による任期制限のため、現職知事は立候補したくてもできなかった州は3つあり、すべて共和党であった。現職候補が有利な選挙戦においてこの時点で既に民主党が有利な状況であった。

改 選 州	改選前知事名（年齢）	党派	立 候 補	任期制限	立候補せず
デラウェア	Michael Castle(53)	R		○	
インディアナ	Evan Bayth(37)	D	○		
ミズーリ	John Ashcroft(50)	R		○	
モンタナ	Stan Stephens(63)	R			○
ニューハンプシャー	Judd Gregg(45)	R			○
ノースカロライナ	James Martin(56)	R		○	
ノースダコタ	George Sinner(64)	D			○
ロードアイランド	Bruce Sundlen(72)	D	○		
ユタ	Norman Bangerter(59)	R			○
バーモント	Howard Dean(46)	D	*○		
ワシントン	Booth Gardner(56)	D			○
ウェストバージニア	Gaston Caperton(52)	D	○		
民 主 党		6	4		2
共 和 党		6		3	3
合 計		12	4	3	5

D - 民主党

R - 共和党

— 現職立候補州

* バーモント州の場合は91年に現職知事が死亡したことに伴い、副知事が知事職を継承したため、選挙は今回が初めてである。

(3) 結果概要

今回行われた12州の知事選挙の結果をまとめると次のようになるが、民主党候補が8州、共和党候補が4州で当選を果たし、全体では民主党が2州増加した。その結果、50州のうち民主党の知事は30州(60%)を占めることとなった。また、現職は4州で立候補したが4人とも再選を果たし、現職候補の強さを見せつけた。

①党派別(今回改選分)

党	改選前(比率%)	改選後(比率%)	増減(比率±%)
民主党	6 (50%)	8 (67%)	+ 2 (+17%)
共和党	6 (50%)	4 (33%)	- 2 (-17%)
その他	- (-)	- (-)	- (-)
合計	12 (100%)	12 (100%)	

②党派別(改選後の全州)

党	改選前(比率%)	改選後(比率%)	増減(比率±%)
民主党	28 (56%)	30 (60%)	+ 2 (+4%)
共和党	20 (40%)	18 (36%)	- 2 (-4%)
その他	2 (4%)	2 (4%)	± 0 (- -)
合計	50 (100%)	50 (100%)	

③現職・新人別(独立候補除く)

	立候補者数		当選者数		当選率(%)	
	現職	新人	現職	新人	現職	新人
民主党	4	8*	4	4	100	50
共和党	-	12	-	4	-	33
合計	4	20	4	8	100	40

* ノースカロライナ州の民主党候補Jim Hunt Jr.は元知事であるが新人に含めた。

④改選前と改選後で両党の議席が入れ替わった州

共和党から民主党へ：3州

デラウェア

ミズーリ

ノースカロライナ

民主党から共和党へ：1州

ノースダコタ

2 今回の知事選挙の特徴

(1) 現職候補

現在、約6割の州において知事の任期制限が州憲法で規定されており（1991年現在で31州）、今回の選挙でも3州の現職知事が任期制限制度のために不出馬を余儀なくされた。そんな中にあって現職知事が立候補したのは、インディアナ州、ロードアイランド州、バーモント州、ウエストバージニア州の4つであり、すべて民主党知事であった。共和党の現職知事が立候補しなかったのは今世紀になって初めてのことであった。

「Anti-Incumbency」反現職の嵐が吹き荒れた連邦議会議員選挙とは異なり、4候補とも結果的には危なげなく再選を果たした。特に全米の最年少知事であるインディアナ州のEvan Bayh 知事（37歳）は州の知事選挙史上最大の63%の得票率を獲得して当選した。また、バーモント州ではHoward Dean 知事が投票者の75%の支持を集め、共和党候補を寄せつけなかった。現職候補の強みは自身の知名度であり、新人候補が名前を有権者に覚えてもらうために時間とお金を費やすのとは対照的に選挙運動を序盤から有利に進めることができる。また就任中の知事としての実績に州民が満足していればますます有利な戦いとなる。しかし、知事としての実績に州民が満足していないと苦戦を強いられることになる。度重なる州政府の汚職事件や州財政の危機で非難を浴びたロードアイランド州のBruce Sundlun 知事は64%の得票率で当選したが、前回の選挙で共和党現職知事を破った時が74%の支持であったことから今回多くの不信任票が対立候補へ流れたことは否めない。

(2) 大統領選挙との関係

今回の選挙だけに限らず、知事選挙の特徴としてあげられるのは大統領選挙のような国家レベルの選挙の結果とは必ずしも一致しないということである。今回の知事選挙においては数字の上では民主党が2州増やし、逆に共和党が2州を失う結果となった。しかし、大統領選挙で民主党のビル・クリントン候補が地滑り的大勝利をおさめたのとは裏腹に知事選挙では民主党候補が苦戦した州が多かった。特にノースダコタ州ではそれまでの民主党知事の椅子を守ることができず、共和党に取って変わられることとなった。

また、各々の州における大統領選挙の結果とその州の知事選の結果も必ずしも一致しない。インディアナ、ニューハンプシャー、ノースカロライナの3州では大統領選挙は共和党のジョージ・ブッシュ候補が相対多数を得て選挙人を獲得したが、知事選においては民主党候補が当選している。共和党副大統領候補ダン・クエールの故郷インディアナ州では前述したように民主党現職知事が大勝している。逆にモンタナ州は大統領選挙では民主党が勝ったにも拘らず、共和党知事が誕生している。

知事選挙においてはローカルな問題（例えば州の財政赤字問題や福祉政策など）、候補者のパーソナルな問題（これまでの公職経験や物事に対するその人の考え方、立場など）が争点となる。加えて各州ごとの伝統的な投票行動（保守的な州だとカリベラルな州といった）が影響を与えることもある。日本と違い政党における党員（候補者）に対する党政策（公約）の締め付けが強くないため、各州の特殊条件に応じて候補者は時には所属政党の綱領に反する公約を掲げて選挙戦を有利に戦おうとすることもあるし、同じ党の大統領候補とは違う立場をとることもあるのである。

(3) 女性候補

「Year of the Woman」と言われた今回の連邦上・下院議員選挙では女性候補者が活躍し、多くの新議員が誕生した。知事選挙においてもモンタナ、ニューハンプシャー、ロードアイランドの3州で女性が立候補し、善戦したがいずれも敗れる結果となった。

モンタナ州では民主党からDorothy Bradley（州下院議員5期）が新人同士の戦いに挑んだが、保守的な土地柄からか彼女の教育、人工中絶、家族、福祉などの問題に対するリベラルな考え方を受け入れられなかった。また、ニューハンプシャー州でも民主党の州下院議員を4期務めたDeborah Arnesenが立候補した。州の財政問題解消のために新税の導入を強く州民に訴えたが、新税を導入しないと公約した共和党候補に敗れた。2州ともに前知事が共和党であり、保守色の強いところであったため彼女たち民主党候補には厳しい選挙であった。一方、ロードアイランド州では現職の民主党知事に対抗して共和党からElizabeth Leonardが立候補した。現職知事の政治能力を厳しく非難する選挙戦を展開したが、州民はこれまでに公職経験のない政治素人の彼女よりも現職知事を選んだ。

今回新たに女性知事は誕生しなかったが、女性現職知事としては、カンサス州のJoan Finney知事（民主党）、オレゴン州のBarbara Roberts知事（民主党）、テキサス州のAnn Richards知事（民主党）がいる。

3 主な争点

前述したように知事選挙においては候補者個人のイメージや実績といったパーソナルな問題によって結果が左右される傾向があり、またローカルな問題が争点となるため各州間の共通点は多くはない。以下、今回の選挙で特に注目を集めた争点について説明する。

(1) 地方税増税問題及び州財政再建問題

回復しない米国経済は地方団体の財政悪化を招き、各州政府はいかにして歳入を増やし、いかにして歳出をカットするかに躍起になっている。今回の知事選挙において、州財政の健全化、それに伴う新・増税の導入問題は住民にとって最も関心の高い争点であり、この問題に焦点をあてて論戦を戦わせた候補者も多かった。特にこの問題に対するそれぞれの候補者の意見、公約が異なった結果、当選に影響のあったケースを以下に挙げる。

モンタナ州では民主、共和両党候補とも州の財政赤字解消を目的として4%の売上税導入を主張したため、それに伴う歳入増3億4千万ドルをどのように使うかに焦点が絞られた。赤字補填するだけではなく教育、福祉関係費を増やすと公約した民主党候補は僅差で落選し、できる限りの歳出カットと市町村税の軽減を約束した共和党候補が当選した。住民が大きな政府よりも小さな政府を望んだ結果であった。

ニューハンプシャー州はアラスカ州と並んで売上税、所得税がない州であるが州の財政状況は窮地に立っている。この問題を解決するため民主党候補は州で初めての6%の所得税を導入し、その代わりに固定資産税を軽減するという大胆な提案を行った。選挙戦序盤の世論調査はこの提案が住民に理解されていることを示していたが、対立する共和党候補が新税を導入しないことを公約して当選した。住民自身の負担増を伴う新税の導入にはっきりNOがだされたケースであった。

前述の2州の場合と違い、増税を示唆したにもかかわらず、当選した例もあった。ワシントン州の民主党候補は予備選挙の段階から増税の可能性を公言してきたが、同時に歳出カットを積極的に行うことを強調することで住民の反感を和らげることに成功した。ライバルの共和党候補は選挙戦序盤の世論調査でリードしていたが、保守的すぎる彼の考え方が災いして住民の同意を得ることはできなかった。増税問題が最後には知事としての資質の問題にすり替わってしまったケースであった（詳しくは後述する）。

その他、ウエストバージニア州では前回の選挙で新税の導入はしないと公約したにもかかわらずその翌年には公約違反を犯した現職知事（民主党）が、対立候補（共和党）の政治倫理問題が幸いして結局は再選を果たした。また、州財政が悪化する一方で汚職事件が続出するロードアイランド州では現職の民主党知事が予備選挙の段階から知事としての無能ぶりを指摘されたが、彼は丹念に財政立直しと銀行危機のために努力してきたことを主張した。対する共和党候補が今まで公職経験のない政治素人であったため、住民が変化よりも実績を選択した結果となった。

(2) 人工中絶問題

従来からこの問題は選挙のたびに挙げられる争点の一つであるが、今回の選挙において結果を左右するような重要なポイントとなったのはミズーリ州のみであった。

ミズーリ州は共和党現職知事が州の任期制限規定により出馬できないことから新人同士の争いとなったが、人工中絶の賛否を問う州民投票であるとまで言われた。民主党は副知事のMel Carnahanが立候補し、中絶の権利に賛成の立場を明確にした。共和党は州司法長官William Websterが予備選を勝ち抜いて候補者となつたが、彼は人工中絶の権利を制限した州法の合憲性が問われた1989年の連邦最高裁判所判決において、その合憲性を勝ち取った人物として有名であった。民主党のCarnahanは中絶反対の立場をとる共和党のWebsterを事あるごとに攻撃したが、Websterも州内の中絶反対グループ「Right to Life」の支持をとりつけて票のとりまとめを図った。

結果は中絶賛成の立場をとった民主党のCarnahanが59%の得票で当選した。

(3) 政治倫理問題

この問題は多分に個人的な問題であり、ともすると候補者間の誹謗、中傷合戦に発展する要素を含んでいるといえる。この問題で注目を浴びたのはミズーリ州、ノースカロライナ州、ワシントン州であるが、ワシントン州については後で詳しく述べることとし、ここでは省略する。

ミズーリ州では Webster候補（共和党）が自分の立場（州司法長官）を利用し、州で雇用した弁護士から多額の選挙献金を受けとった疑いがかけられた。また州職員の補償基金にからむ不正事件にも関与していた疑いがもたれた結果、落選した。

ノースカロライナ州ではこの問題が候補者間の誹謗、中傷合戦に発展し、片方の候補者が相手を「嘘つき」と罵れば、逆にその相手を多額の借金を抱え、脱税の疑いがあると人々の前で告発した。告発された共和党候補は落選し、嘘つき呼ばわりされた民主党候補は州経済の改革と労働者の再訓練プログラムを提唱して当選した。

4 選挙結果

(1) 主な州の結果と分析

デラウェア

Thomas Carper (民主党)

開票率 100%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Thomas Carper	D	新	連邦下院議員	179,268	66%
B. Gary Scott	R	新	実業家（不動産）	90,747	33%

現職知事のCastle (共和党) は州憲法の任期制限規定により知事選に出馬することができず、連邦下院議員への転出を図ったため新人同士の対決となった。結果的には民主党のCarperが大勝し、デラウェア州としては1972年以来久々の民主党知事が誕生した。Carperは1976年～82年州財務長官（3期）、82年～92年州唯一の連邦下院議員（5期）と過去8回の選挙で負けたことがなく、その知名度と実績は他の候補者を圧倒した。共和党のScottはボランティアによる草の根選挙運動を展開し、多くの支持者を獲得したが、共和党の知事の椅子を守ることはできなかった。両候補ともに経済対策として税制改革の必要性、生産労働者の訓練プログラムの導入を提唱し、両者の主張の違いはCarperが地域経済活性化の中心に銀行業務の奨励を挙げたのに対し、Scottが中小企業支援対策を掲げた程度であった。また、ヘルスケア問題についても双方とも民間保険会社を活用した健康保険組合の設立を提案するなど、それぞれの主張に大きな違いがなく知名度で劣るScottにとっては厳しい結果となった。

ロードアイランド

Bruce Sundlun (民主党)

開票率 99%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Bruce Sundlun	D	現	知事	250,400	64%
Elizabeth Leonard	R	新	実業家（自動車販売）	138,934	36%

この州の争点は一向に良くならない州財政、相次ぐ政府職員の汚職問題などに対する現職知事の姿勢を州民がどう審判するかということであった。予想されたとおり民主党の予備選挙の段階から州財政立直しのために増税案を提案した現職のSundlunに対し、厳しい非難の声が党内からあがった。僅差で予備選を勝ち抜いたものの、同じく共和党の激しい予備選挙を戦い抜いてきた女性候補Leonardは強力なライバルであった。彼女は現職知事は財政問題に真剣に取り組んでいないと批判したが、Sundlun側は銀行危機問題の解決、州政府職員の綱紀粛正に努力したことを強調した。選挙戦序盤、公職経験のないLeonardは政治のアウトサイダーということで反現職の旗印として互角に戦っていたが、終盤には資金不足から効果的な運動ができない状態になった。強力な民主党地盤のこの州で彼女は壁に突き当たったともいえるが、明確な経済改革案を示せなかつたことが州民の変化よりも実績を選ぶ結果を生んだといえる。

ワシントン

Mike Lowry

(民主党)

開票率 99%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Mike Lowry	D	新	元連邦下院議員	1,030,126	53%
Ken Eikenberry	R	新	州司法長官	913,629	47%

前述したようにこの州の選挙の特徴は民主党のLowry が増税を示唆したにもかかわらず、増税に反対した共和党のEikenberryを破ったことである。しかし、最初は経済改革に係る両候補の考え方の違いが争点となっていたが、選挙戦後半にはイデオロギーの違いからくる候補者自身の資質の問題へと争点が変わり、全体的に焦点がぼけた感は否めない。

Eikenberryは元FBI職員で州の司法長官を12年間務めた。早い段階での世論調査ではLowry の増税政策や彼のリベラルな考えに疑問を抱く人々の支持を集めたこともあり、一歩リードしていた。ところが元来リベラルな州であり、Eikenberryの保守的すぎる言動に共和党稳健派や財界関係者が次々と彼への支持を取り消していった。ついには、Eikenberryが5万ドルの選挙献金の見返りとして理事長再指名を申し出たとしてワシントン大学の理事長が彼を告発したことでも知事に当選する夢は消えた。

(2) その他の州の結果 (主な候補者の得票)

インディアナ

Evan Bayh

(民主党)

開票率 99%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Evan Bayh	D	現	知事	1,353,315	63%
Linley Pearson	R	新	州司法長官	807,816	37%

ミズーリ

Mel Carnahan

(民主党)

開票率 100%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Mel Carnahan	D	新	副知事	1,374,466	59%
William Webster	R	新	州司法長官	969,102	41%

モンタナ

Marc Racicot

(共和党)

開票率 100%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Marc Racicot	R	新	州司法長官	208,841	51%
Dorothy Bradley	D	新	州下院議員	197,418	49%

ニューハンプシャー

Steve Merrill (共和党)

開票率 100%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Steve Merrill	R	新	元州司法長官	286,083	56%
Deborah Arnesen	D	新	州下院議員	205,553	40%

ノースカロライナ

Jim Hunt Jr. (民主党)

開票率 99%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Jim Hunt Jr.	D	新	元知事	1,352,637	53%
James Gardner	R	新	副知事	1,108,549	43%

ノースダコタ

Edward Schafer (共和党)

開票率 100%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Edward Schafer	R	新	実業家	175,588	59%
Nicholas Spaeth	D	新	州司法長官	123,287	41%

ユタ

Mike Leavitt (共和党)

開票率 100%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Mike Leavitt	R	新	実業家(保険会社)	320,124	43%
Merrill Cook	I	新	実業家	255,159	34%
Stewart Hanson	D	新	弁護士	176,667	23%

I - 無所属

バーモント

Howard Dean (民主党)

開票率 99%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Howard Dean	D	現	知事	202,115	75%
John McClaughry	R	新	州上院議員	62,805	23%

ウェストバージニア

Gaston Caperton (民主党)

開票率 100%

候補者名	党	現・新	職業	得票	得票率
Gaston Caperton	D	現	知事	365,477	56%
Cleve Benedict	R	新	州農務長官	240,973	37%

デラウェア州

・トーマス カーパー（民主党）

職業 連邦下院議員（5期目）

年齢 45才 妻2子

経歴 オハイオ州立大学卒業、ベトナム戦争参加、デラウェア州政府経済開発局勤務を経て、29才で州財務長官に選出される。1982年に連邦下院議員に選出される。下院においては福祉政策、住宅政策、銀行政策の改革等の立法化に取り組む。また危険廃棄物管理、スラッジの海上投棄廃止等に取り組む。

インディアナ州

・エバン ベイ（民主党）

職業 州知事（1期目）

年齢 37才 妻

経歴 1980年ダン・クエール氏（現副大統領）に敗れたベイ元上院議員の息子。インディアナ州46代目の知事で、現在最も若い知事。1960年代後半以降初めての民主党知事。インディアナ大学卒業、バージニア大学ロースクール卒業後、弁護士開業。1986年州務長官に選出される。知事1期目は経済活性化と行政改革に取り組む。

ミズーリ州

・メル カーナハン（民主党）

職業 州副知事（1期目）

年齢 58才 妻4子

経歴 ワシントン大学卒業、ミズーリ大学ロースクール卒業。父親は元連邦下院議員でケネディ時代にアフリカへ大使として派遣された。26才で出身町の判事となり、28才で州下院議員に選出され2期務めた。その後地域活動を経て1980年に州財務長官に選出され、1988年には州副知事に選出された。ミズーリの活性化に取り組み、教育改革と雇用の増大を訴えている。

モンタナ州

・マーク ラシコット（共和党）
職業 州司法長官
年齢 43歳 妻5子
経歴 モンタナ州出身。モンタナ大学ロースクール卒業。ステファン現州知事が、健康上の理由から再出馬を断念したとき、州知事選への立候補を決意した。旧西ドイツで在米軍関係の法廷弁護士をした後、12年間にわたり州検事、州副司法長官を歴任し、1990年、州司法長官に選出された。この間、地元のコミュニティ活動へ積極的に参加、ユナイテッドウェイ（全米最大の共同募金組織）の地元支部や大学の理事を務めている。

ニューハンプシャー州

・スティーブ メリル（共和党）
職業 州司法長官
年齢 45歳 妻
経歴 ニューハンプシャー大学、ジョージタウン大学ロースクール卒業。空軍除隊後、マンチェスターで弁護士事務所を開業、John Sununu 前州知事時代には、法律顧問を勤めた。1985年に州司法長官に当選、被害家族救援事業を行う等重大殺人事件の被害者家族救援事業等を実施したり麻薬対策委員会を設立したりしてきた。他方、長年にわたり、子供の問題にも積極的に取組んできた。選挙活動の中では、懸案の所得税法案への拒否権の発動、犯罪への強固な対応、小さな行政府づくりを公約している。

ノースカロライナ州

・ジム ハント（民主党）
職業 弁護士（元知事）
年齢 60才 妻4子
学歴 ハントは、ノースカロライナ州で最も傑出した知事の1人とされている。州経済を拡大、多角化させた。知事任期終了間際には、ノースカロライナ州は資本投資でナンバーワンの州であると目された。また、知事在職中は、州全体の様々な領域で官民間の協力関係を構築し、中小企業の振興を図り、積極的な企業誘致を行った。通算8年間の知事在職中、経済不況時には歳出削減を行い、財政を黒字にした。唯一彼が支持した増税は、道路、高速道改良のためのガス税のみであった。また、州の健康な一般人が社会福祉の恩恵を得るための条件として州関係の仕事を手伝うという勤労福祉制度を創設した。その他、刑務所施設の改善や死刑制度導入の再主張を行ったり、合衆国で最も厳しい飲酒禁止法を成立させたりした。1990年に上院を狙ったが惜しくも落選（この選挙は合衆国史上最も金を使った汚い選挙の一つに挙げられている。）。それ以来、彼は弁護士業務の傍ら、牧場経営を行っている。

ノースダコタ州

・エドワード シェイファー（共和党）
職業 実業家（不動産会社社長）
年齢 45才 2子
経歴 ノースダコタ大学卒業、デンバー大学で経済学修士号取得。父親の会社に入り、1978年社長に就任。不動産業と自動車販売で財を成す。州の各委員会の委員でもあり、コミュニティー計画を積極的に推進している。政治歴なし。

ロードアイランド州

・ブルース サンドラム（民主党）
職業 州知事（1期目）
年齢 72才 妻3子
経歴 ウィリアム大学で文学士取得、連邦空軍学校卒業、ハーバード大学ロースクール卒業。現在の知事では最高齢。第二次大戦のヒーローでもある。連邦司法長官の特別次席検事を経て、法律事務所をワシントンで開設した。慈善事業も積極的に行う。知事として州の支出削減に努めたが銀行危機を招く。一方で労働者の補償制度の改善、公立学校の改善、強力な経済開発計画、行政改革等を推進した。

ユタ州

・マイク リービット（共和党）
職業 実業家（保険会社社長）
年齢 41才 妻5子
経歴 南ユタ大学卒業。保険会社社長。ユタ州9大学の理事会のメンバー及び州教育改革委員会の会長である。政治歴として1981年にレーガン大統領の選挙の際、北東部州の特別責任者として選挙運動に参加したことがある。公約は主に教育改革である。

バーモント州

・ハワード ディーン（民主党）
職業 州知事（1期目、副知事から昇格）
年齢 46才 妻2子
経歴 元州下院議員、副知事3期目中の1991年クーニン知事が死亡したのにともない副知事から知事に昇格した。医師でありバーモント医科学校で教授として教えたこともある。元全国副知事会の会長であり、官民一体の子供擁護委員会に取り組んだ。知事として子供の健全育成に取り組む。妻も医師。

ワシントン州

・マイク ローリー（民主党）
職業 大学教授
年齢 53才 妻1子
経歴 1962年ワシントン大学卒業。現在は政治学教授である。キング郡議会勤務。
の経験を持つ。連邦上院を5期務めたが、その間予算委員会、銀行都市問題委
員会の各委員を務め、またワシントン海岸区域の海洋保全に関する法律を提案
した。また第二次大戦中の日系アメリカ人の強制収容の補償問題で連邦政府と
やりあう。政治資金改革を約束し、1,500ドル以上の献金は受け取ってい
ない。

ウェストバージニア州

・ガストン カパートン（民主党）
職業 州知事（1期目）
年齢 52才
経歴 ノースカロライナ大学卒業。1988年ムーア知事を破って知事当選するまで
公職経験がなく保険会社社長であった。知事として立法を通じて3億2千9百
万ドルの増税、行政改革法案、倫理法案、州務長官・財務長官・農務長官を公
選から知事任命制にする憲法改正などの大きなプログラムを実施した。

表III-1 改選後の全米知事一覧
(非改選の知事一覧に1992年11月選挙の結果を加味した)

州名	知事氏名	党	現在の任期	任期	任期制限
アラバマ	Guy Hunt	R	1991~1995	4年	▲
アラスカ	Walter Hickel	I	1990~1994★	4	▲
アリゾナ	Fife Symington	R	1991~1995	4	
アーカンソー	※Jim Guy Tucker	D	1991~1995	4	▲
カリフォルニア	Pete Wilson	R	1991~1995	4	▲a
コロラド	Roy Romer	D	1991~1995	4	▲b
コネチカット	Lowell P. Weicker, Jr	I	1991~1995	4	
デラウェア	Thomas Carper	D	1993~1997	4	▲c
フロリダ	Lawton Chiles	D	1991~1995	4	▲
ジョージア	Zell Miller	D	1991~1995	4	▲
ハワイ	John Waihee	D	1990~1994★	4	▲
アイオワ	Cecil D. Andrus	D	1991~1995	4	
イリノイ	Jim Edgar	R	1991~1995	4	
インディアナ	Evan Bayh	D	1993~1997	4	▲
アイオワ	Terry E. Branstad	R	1991~1995	4	
カンサス	*Joan Finney	D	1991~1995	4	▲
ケンタッキー	Brereton Jones	D	1991~1995★	4	○
ルイジアナ	Edwin W. Edwards	D	1992~1996☆	4	▲
メイン	John R. McKernan, Jr	R	1991~1995	4	▲
メリーランド	William Donald Schaefer	D	1991~1995	4	▲
マサチューセッツ	William F. Weld	R	1991~1995	4	
ミシガン	John Engler	R	1991~1995	4	
ミネソタ	Arne Carlson	R	1991~1995	4	
ミシシッピ	Kirk Fordice	R	1992~1996	4	▲
ミズーリ	Mel Carnahan	D	1993~1997	4	▲
モンタナ	Marc Racicot	R	1993~1997	4	
ネブラスカ	Ben Nelson	D	1991~1995	4	▲
ネバダ	Bob Miller	D	1991~1995	4	▲
ニューハンプシャー	Steve Merrill	R	1993~1995	2	
ニュージャージー	James Florio	D	1990~1994	4	▲
ニューメキシコ	Bruce King	D	1991~1995	4	▲
ニューヨーク	Mario M. Cuomo	D	1991~1995	4	
ノースカロライナ	Jim Hunt, Jr.	D	1993~1997	4	▲
ノースダコタ	Edward Schafer	R	1993~1997	4	
オハイオ	George Voinovich	R	1991~1995	4	▲
オクラホマ	David Walters	D	1991~1995	4	▲
オレゴン	*Barbara Roberts	D	1991~1995	4	▲d
ペンシルベニア	Robert P. Casey	D	1991~1995	4	▲
ロードアイランド	Bruce Sundlun	D	1993~1995	2	
サウスカロライナ	Carroll A. Campbell, Jr	R	1991~1995	4	▲
サウスダコタ	George Mickelson	R	1991~1995	4	▲
テネシー	Ned McWherter	D	1991~1995	4	▲
テキサス	*Ann Richards	D	1991~1995	4	
ユタ	Mike Leavitt	R	1993~1997	4	
バークモント	Howard Dean	D	1993~1995	2	
バージニア	L. Douglas Wilder	D	1990~1994	4	○
ワシントン	Mike Lowry	D	1993~1997	4	
ウェストバージニア	Gaston Caperton	D	1993~1997	4	▲e
ウィスコンシン	Tommy G. Thompson	R	1991~1995	4	
ワイオミング	Mike J. Sullivan	D	1991~1995	4	

*:女性知事 ※:現知事Bill Clintonが大統領となる州憲法により副知事が知事職を継承する予定

★:任期が12月から始まる ☆:任期が3月から始まる その他は1月から

▲:2期8年 ○:1期4年 a:2期連続まで制限・生涯3期まで b:2期連続まで制限・その後間をおけば良い

c:連続・非連続に関係なく2期まで制限 d:12年間で8年を超える在職を制限 e:任期満了か否かに関係なく2期連続まで制限

出典：任期制限「Limiting Legislative terms」

Table 8-2『Term Limitations on Governors in Fifty States』

IV イニシアチブ（住民発案）／レファレンダム（住民投票）

1 制度の概要（州に限定）

イニシアチブは、州憲法の修正を提案したり州法を改正するために住民が直接行う立法行為であり、その形態はダイレクト・イニシアチブ（直接住民発案）とインディレクト・イニシアチブ（間接住民発案）に分かれ、その制度は州によって異なる。ダイレクト・イニシアチブは、州憲法の修正または州法の制定について、議会とは無関係に、住民が必要な数の署名を集めて提案し、可否について直接住民の投票にかけることができる制度である。これに対してインディレクト・イニシアチブでは住民の投票にかける前に、必要数の署名を集めて、まず州議会に提出し、州議会の可決を得ることが必要である。州議会の可決を得ることができなかったり、提案者が受け入れることのできないような修正を州議会が行った場合には、さらに必要な署名を追加し、可否について原案を住民の投票にかけることとなる。23州とワシントンD. C. がどちらかのイニシアチブを認めている。

レファレンダムは州議会で可決された法律または憲法の修正の可否について、制度的（議会による提出や州憲法上の必要）にあるいは住民の請願によって、住民投票を行うものであり、議会の立法権を住民が直接制限することを認める制度である。住民の請願によるものより、議会からの提出によるものの方が一般的なようである。24州とワシントンD. C. が前者の請願によるレファレンダムを認めており、25州とワシントンD. C. が後者のレファレンダムを認めている。なお、デラウエア州を除く全州が州憲法の修正に住民投票の可決を必要としている。

ところで、イニシアティブは、例えば「税の反乱」として知られている1978年カリフォルニア州のプロポジション13を始めとして、主に合衆国西部で目立っているが、これは、次の表を見ればわかるとおり、合衆国西部以外の多くの州では、もともと制度としてイニシアティブがないからである。連邦国家である米国においては、地方自治制度の決定権を州がもつために、すべての州が日本と同様に同一の地方制度をもっているわけではない。イニシアティブの制度としての起りを振り返ると、1800年代の末頃、州や地方の立法に携わる人達が、特定の業界と癒着するなどして、適正な立法を行っていないという不満から、人民党員および進歩党員の間で、住民による直接立法を求める動きが高まりを見せた。そして1898年にサウスダコタ州で、初めて州レベルのイニシアティブが制度化された。この動きは、その後、ミシシッピ川より西では広まりを見せたが、東部ではあまり進まなかった。この理由としては、①東部には人民党の地盤がなかったこと、②東部では革新的な動きが弱かったこと、などが考えられている。南部においては、これらの要素に加えて、強力な労働運動が起らなかったこともあって、東部と同様に制度化は進まなかった。このような歴史的な流れの結果として現在の状況に至っており、したがってカリフォルニアなど西部の州で可決されたイニシアティブの動きが東部に広がることがないのは、そもそも制度の違いがあるからである。

したがって今回の数多くの住民投票についても、この制度の違いを念頭に置く必要がある。

表IV-1

米国各州の制度一覧表

	イニシアチブの認められている州		レファレンダムの認められている州	
	州憲法	州法	州議会提出	住民請願
アラバマ			○	○
アラスカ		直接	○	○
アリゾナ	直接	直接	○	○
アーカンソー	直接	直接	○	○
カリフォルニア	直接	直接	○	○
コロラド	直接	直接		
コネチカット				
デラウェア				
フロリダ	直接			
ジョージア				
ハワイ				
アイダホ		直接	○	○
イリノイ	直接		○	
インディアナ				
アイオワ				
カンサス				
ケンタッキー			○	○
ルイジアナ				
メイン		間接	○	○
メリーランド			○	○
マサチューセッツ	間接	間接	○	○
ミシガン	直接	間接	○	○
ミネソタ				
ミシシッピ				
ミズーリ	直接	直接	○	○
モンタナ	直接	直接	○	○
ネブラスカ	直接	直接	○	○
ネバダ	直接	間接	○	○
ニューハンプシャー				
ニュージャージー				
ニューメキシコ			○	○
ニューヨーク				
ノースカロライナ				
ノースダコタ	直接	直接	○	○
オハイオ	直接	間接	○	○

オ克拉ホマ	直接	直接	○	○
オレゴン	直接	直接	○	○
ペンシルベニア				
ロードアイランド				
サウスカロライナ				
サウスダコタ	直接	直接	○	○
テネシー				
テキサス				
ユタ		間接・直接	○	○
バーモント				
バージニア				
ワシントン		間接・直接	○	○
ウェストバージニア				
ウイスコンシン				
ワイオミング		直接	○	○

2 今回の主なイニシアチブ／レファレンダム

今回の選挙におけるイニシアチブ／レファレンダムのうち、州段階のもの（ワシントン D. C. 及び準州であるヴァージン・アイランドを含む）は42州で232件に上り、市町村段階では数千にのぼる。その発案内容は米国民の現在の関心事を反映しており、①現職連邦議会議員に対する反発から連邦議員の任期に制限を加えるもの、②人工妊娠中絶、死刑、同性愛者の権利等道徳に関するもの、③州がその収入源として賭け事を促進することに対するもの、④環境保護に関するもの、⑤各種税の引上げ、増税をする際の立法府の権力を制限するもの、⑥予算決定手続での知事の権力を増大させるもの、等が注目された。

これらのうち、主な内容について結果を含めて概観したのが次の表である。

表IV-2

項目	州名	提案内容	採否
議員の任期制限	アリゾナはじめ 14州	・連邦上院・下院議員の任期を制限する。併せて州議会議員の任期も制限する。制限方法は州により異なる。	全州 ○
人工妊娠中絶	メリーランド アリゾナ	・人工妊娠中絶の制限を緩和する。 ・人工妊娠中絶に対する公的な財政援助を実施しない。	○ ×
教育	コロラド	・学校選択制導入により私立学校等へ州財政の援助を行う。	×
	イリノイ	・教育を州が援助しなければならない基本的権利とする。	×
環境保全	マサチューセッツ	・全包装にサイズの縮小、再利用、又は再利用可能な材質でできていることを要求する。	×
	サウスダコタ	・他州から自州への廃棄物持込みをやめさせる。	×
	オレゴン	・原子力発電所における核廃棄物の安全管理を徹底するとともに永久的な核廃棄物処理場が見つかるまで運転を禁止する。	×
死ぬ権利 (安楽死)	カリフォルニア	・末期症状の患者が死を望んだ場合、医師は死亡援助措置をとることができる。	×
基本医療サービス保証	カリフォルニア	・雇用主は、従業員及びその扶養家族に対し基本的医療保険を提供する。	×
死刑	ワシントンD.C.	・制度を採用する。	×
同性愛者の権利	オレゴン	・同性愛を禁じる旨の州憲法の改正を行う。	×
	コロラド	・同性愛者の優遇又は擁護を禁じる。	○
ギャンブル	ジョージア ネブラスカ他	・宝くじ、競馬等の収益事業を行い、それにより得た収益金を教育、環境などのために使用する。	○
	サウスダコタ	・実施しているビデオ宝くじを廃止する。	×

祝日の制定 課税の制限、 予算運用の制 限	アリゾナ	・連邦の祝日であるキング牧師生誕記念日を州の祝日と認める。	○
	オレゴン	・自己所有居住財産以外に対する財産税を引上げる。	×
	マサチューセッツ	・タバコ消費税を従来の約2倍に引上げる。 (この結果、全米一の税額となる)	○
	コロラド	・新税、税率の引上げ、課税方針の変更などについては、住民投票による承認を必要とする。	○
	カリフォルニア	・予算決定手続きを改正するとともに知事の統率力を強化する。	×
	コネチカット	・州の支出の増加をインフレ率や個人所得の増加率の範囲内に制限する。	○
	サウスダコタ	・衣服などの売上税の軽減と個人・法人所得税の課税強化を計る。	×
	ミシガン	・新築を除く固定資産の毎年の評価額の増加を資産が売られるまでは5%以下あるいはインフレ率に抑える。	×

3 注目を集めた5つの住民投票

(1) TERM LIMITS - 議員の在職期間制限

①結果

今回のイニシアチブの中で最も注目を集めたものは従来からの州議会議員から連邦議員に対象を拡大した在職期間制限であり、住民投票を実施した全14州で可決した。14州の提案の内訳は、連邦上院議員の任期については、いずれも2期12年までとし、連邦下院議員については3期6年までとしたのが8州、4期8年までとしたのが4州、そして6期12年までとしたのが2州であった。州議会議員等を含む詳細は次表のとおりである。

なお、当初可決が疑問視されていたミシガン、ワシントン両州でも可決（特にワシントン州では昨年否決された経緯がある）され、クリントン氏の地元のアーカンソー州でも可決された。

②背景

長期間にわたって在職している議員の活動は、特定利益集団寄りであり、必ずしも住民の意思を反映していないこと、在職期間制限がかえって仕事を成し遂げる期間を意識させることができること、常に新しい議員がフレッシュな考え方を議会で開陳できることなどを理由として州議会議員の在職期間を制限する動きが数年前に始まったが、最近は膨大な財政赤字の対応策が確立されていないこと、深刻な経済不況をいまだ克服していないこと、米国経済あるいは米国の未来への明るい展望が見えないこと、連邦議会と大統領との協議が整わず予算の成立が遅いこと等を契機として、その対象範囲を連邦議会議員に拡大してきている。

この議会議員に対する任期制限をイニシアチブという住民直接請求制度を利用して最初に実施したのは、1990年9月オクラホマ州であり、同年11月にはカリフォルニア州とコロラド州においても賛成をみたが、翌年（1991年）11月にはワシントン州で一敗地にまみれた。この中身を見ると、最初の提案州であるオクラホマ州では、州議会議員のみを対象としてその在職期間を12年に、コロラド州では対象を州議会議員をはじめとする、選挙によって選ばれる州の公職の在職期間8年に制限し、さらに連邦議会議員をも対象として12年に在職を制限するとし、カリフォルニア州では、連邦議会議員は対象とせず、州下院議員は6年、州上院議員や州知事等は8年という制限を課した、というようになぞぞれ異なり、さらに負けはしたもののワシントン州の内容はコロラド州と同様に連邦議会議員を対象とするとともに、現職議員のこれまでの当選回数をそのまま適用対象とするという（この住民投票が通過するとほとんどの現職連邦議会議員が辞めなければならない事態が想定された）厳しいものであった。そして今回は14州で投票に付された。

この運動に対し、当然のことながら多数の反対論者（クリントン次期大統領は反対、なお、ブッシュ現大統領は賛成）があり、彼らは期間の制限を設けなくとも現職に投票しないことにより落選させることはできるのであって、逆にこのような制限を設けることによって、新しい候補者に適当な人物がいないために現職に続けて投票したいという場合にも、期間の制限を超えていれば投票できないこととなり、選挙の自由を制限することになるという意見を出している。

表IV-3

議員の在職期間制限－提案一覧表

州名	採否%		連邦議員		州議会議員		その他の
	YES	NO	上院	下院	上院	下院	
アリゾナ	74	26	2×3	6×2	2×3	4×2	公選の行政官は4×2
アーカンソー	60	40	2×3	6×2	2×3	4×2	公選の行政官は4×2
カリフォルニア	63	37	2×3 (11)	6×2 (17)	—	—	* 今回は連邦議員のみ
フロリダ	77	23	2×4	6×2	2×4	4×2	公選の行政官は4×2
ミシガン	59	41	2×3 (12)	6×2 (24)	2×3	4×2	公選の行政官は4×2
ミズーリ	74	26	2×4 (12)	6×2	2×4 同一院8年	4×2	* 連邦議員の実施については他州の動向を見守る
モンタナ	67	33	2×3 (12)	6×2 (24)	2×3 (12)	4×2 (16)	* 連邦と州個別のイニシアチブ 公選の行政官は4×2で通算16年
ネバラスカ	68	32	2×4	6×2	—	4×2	* 州議会は一院制
ノースダコタ	55	45	2×6	6×2	—	—	両院在職期間通算で12年
オハイオ	66	34	2×4	6×2	2×4	4×2	* 州議会議員は対象とせず 公選の行政官は4×2
オレゴン	69	31	2×3	6×2	2×3 or両院で12年	4×2	* イニシアチブは3本立て 公選の行政官は4×2
サウスダコタ	63	37	2×6	6×2	2×4	2×4	公選の行政官は2期
ワシントン	52	48	2×3 (12)	6×2 (18)	2×3 (12)	4×2 (14)	知事と副知事は8年(通算14年) * 選挙前の在職期間は加算せず * 連邦議員の実施については他州の動向を見守る
ワイoming	77	23	2×3 (12)	6×2 (24)	2×3	4×3	公選の行政官は4×2で通算16年

(注) 議員等の在職期間表示 : X年×Y期

公選の行政官とは、知事に助言を行い、知事の施策を実施する者（州務長官、法務長官、財務長官、監査長官等）であるが、今回の提案の内容がどのクラスまで対象としているかは各州による。

③影響

在職期間制限イニシアチブが全州で賛成されたにも拘らず、相変わらず現職再選率が高い。例えば、連邦下院定数435名中現職の当選325名（75%）、現職で立候補した者349名中当選した者325名（93%）という高率である。住民自体がその意識の中で自己矛盾をしていないかという議論がある。しかし、住民はこの任期制限を一つの制度としてとらえ、それについては立法府の新鮮さ、アマチュア性等を評価してイエスと回答しているという見方が一般的であり、矛盾はないとされている。このような議論をはらみながら今後この運動が進められる中で起きる問題を二つとりあげる。

ア 州憲法が連邦議員の在職期間を制限することが合法か。

州議会議員の在職期間を制限することに関しては本年3月連邦最高裁が合憲判決を下したが、連邦議員についてはまだ司法的判断が示されていないし、また、早急に司法判断するものとも考えられていない。なぜならば、今回の提案の中では遡及適用するものもなく、ほとんどの州が1993年から施行しても、実際に連邦議員に影響をもたらすのは2000年以降と当分先の話だからである。さらに今回可決はしたもの、ワシントン・ミズーリ両州では施行時期について他州の動向を窺っている状況もある。

州憲法による連邦議員の在職期間制限を違憲であると主張する考えは、連邦憲法のみが連邦議員の被選挙権を定めることができ、在職期間制限はこれまでの要件である年齢、市民権、居住者に新たな項目を追加することに等しく、州が追加したりできる性質のものではないというものである。これに対する反論は、連邦憲法は州が選挙の時期、場所、方法を規定することを認めていると解し、選出議員の活動期間を制限することも認められないと考えるものである。

イ 連邦憲法改正という動きになるか。

今回の一連の議員の任期制限活動を推進している「全米任期制限協会」は、今回の結果が連邦議会に少なからず圧力を与えたものと判断し、連邦議会がこの結果を尊重し、新議会開会後最初の100日以内に批准を求めて憲法修正案を州に提出することを要求している。しかしながら、イニシアチブという制度を有しているのが23州に限定されており、仮に全23州が可決したとしても連邦議会を動かす影響力が弱いこと、連邦憲法の修正には連邦議会両院でそれぞれ3分の2以上の賛成票と4分の3以上の州の承認が必要なことから、全連邦議員を対象にした在職期間の制限については道のりが遠いと言える。

(2) 予算決議過程の変更により知事の統率力を強化する—プロポジション165

カリフォルニア州のイニシアチブであるこのプロポジション165は、正式には「1992年度政府責任及び納税者保護法」と言われ、①知事の統率力を強化するために予算決定手続きを変更すること、②生活扶助等社会福祉プログラムを大幅に制限すること、の2分野から成るものであり、これが可決されると州知事に大幅な権限を与えるものとして注目をあつめたが、結局賛成46%、反対54%で否決された。

以下、知事の統率力を強化するために予算決定手続きを変更する部分に関し説明する。

①背景

今年カリフォルニア州議会は1993年予算（会計年度1992年7月～1993年6月）の成立で空転を続け、新会計年度開始から2ヶ月以上たってようやく予算が成立した。当時資金不足となった州政府は、借用書の発行を余儀なくされ、生活保護手当など州憲法が支払いを許可しているものを除いて、予算が成立するまで州財源から支払いをする権限を失った。ウイルソン州知事は、州憲法を改正して財政緊急時には知事に大幅な財政権限を付与するよう住民に対して訴えていた。

参考までに、カリフォルニア州の現行予算決定手続きは次のとおりである。

州知事は毎年1月10日までに7月1日から始まる次年度の均衡予算案を州議会に提出し、州議会は6月15日までに同予算案を議決しなければならない。議決後12日以内に州知事がいかなる行為もおこさないか、又は州知事が署名することにより法律となる。通常、州知事は署名の際支出項目をいくつか削除したり、予算案全体も拒否することができる。どちらの場合においても、州議会は3分の2の賛成票により知事の拒否を無効とすることができる。

②提案内容

ア　州知事の予算案議会提出日を1月10日から3月1日に遅らせる。

イ　6月15日までに予算が決議されなければ、予算が成立するまでの間、給与及び費用の支払いを禁止する。州知事及び州議會議員の給与も対象となる。

ウ　7月1日までに州知事が予算に署名しなければ、州知事は「財政非常事態」を宣言でき、新年度予算成立まで前年度予算を実行予算として引き続き利用することができる。また、期待支出と収入見積りの均衡に必要であれば、州知事は削減が禁じられている項目以外のものについて実行予算を削減することができる。

エ　州知事は、予算案制定後も同会計年度の一般資金の見込み歳入及び歳出のバランスをとるため「財政非常事態」を宣言でき、一部の歳出項目を除いて支出を削減できる。この場合、一般資金の収入又は支出が予算見積りと3%以上の開きがあることなどが条件となる。

オ　州知事が「財政非常事態」を宣言すると、州知事は行政命令により州公務員の給与削減又は一時解雇ができる。

本提案の反対意見としては、①本提案により州知事に付与される権限は前例のない無制約的なものであること、②州知事自身が設定した条件で容易に「財政非常事態」を宣言、あるいは引き起こす（知事が議会との合意に努力せず州予算の成立を防止した場合など）ことができること、③「財政非常事態」宣言後、削減可能な歳出項目について削減限度額がないこと、などが挙がっていた。

(3) 固定資産税の軽減－ミシガン州

ミシガン州では、これまで何回となく固定資産税の軽減を求める住民投票が実施されてきたが、今回は相互に関連した2つの提案A・Cがそれぞれ39%対61%、42%対5

8 %で否決された。

提案 A は、①新築を除く固定資産の毎年の評価額の増加を資産が売られるまでは 5 %以下あるいはインフレ率に抑える、②資産が売却されればその時点での市場価額で再評価する、③固定資産を事業用と居住用という 2 つに分けて計算するというものであり、税の反乱として有名なカリフォルニア州のプロポジション 13 に類似した取得価額評価方式を有しているところに特徴がある。

提案 C は、①学校区の固定資産税を今後 5 年にわたって軽減する、②新築を除く固定資産の毎年の評価額の増加を資産が売られるまでは 5 %以下あるいはインフレ率に抑え、資産が売却されればその時点での市場価額で再評価する、③州に対し、この住民投票の結果により生ずる学校区の財産税減収の補填を行うよう要求する、というものである。

提案 C をより重要視して二つの提案とも反対してきた教員組合等の影響で提案 A も否決されたが、州は完全に固定資産税の軽減分を救済できるだけの余裕がないことや、将来の課税強化又は学校その他プログラムへの援助削減が危惧されていた背景があった。

(4) 祝日の制定－アリゾナ州

アメリカでは連邦政府の定めた祝日は、自動的に全国民の祝日になるのではなく、各州政府がそれを認めなければ当該州の祝日にはならない。たとえ連邦政府が認めた祝日であっても決定権は州政府にあるのである。今回アリゾナ州で実施された公民権法の成立に大きな影響を与えたキング牧師の業績を認め、1 月の第 3 月曜日を祝日にするという内容の住民投票は、キング牧師の連邦としての祝日を認めていなかった最後の州のものであり、結果的には 61 % 対 39 % で可決された。これにより、キング牧師生誕記念日はアメリカ全州で祝日となった。

(5) 新税・増税の制限－コロラド州

州のみならず、市町村、学校区に至るまで新税の導入や増税を伴う税制改正を住民投票により可決された場合のみ認めるというものである。コロラド州ではこの住民投票は過去 2 回提出され、いずれも否決されたが、今回は 54 % 対 46 % で可決された。

この提案は住民の意思によって住民の負担となる新税の導入や増税を制限することを目的としているが、その改正法案の提出は年に 1 回の一般選挙 (General Election) の時だけに限られており、実質的に増税を伴う事業の遂行は非常に難しくなった。また、この提案では州は 3 年間予算の 1 % を緊急臨時用として留保することを義務づけ、全体の予算額は前年の予算額（インフレ、人口の増加率で調整後の額）を超えることができないとされており、ますます州の財政運営が厳しくなることは必至である。管下の市町村においても同様に財政運営の悪化と行政サービスの低下が懸念される。

今回のこの提案が誘発剤となり、他の州において同様の提案を行う動きが活発化することと思われる。

V おわりに

1989年4月にアーカンソー州を訪問したことがある（当協会月刊誌フォーラム1990年2月及び4月号にクリントン次期大統領の故郷ホット・スプリングの記事があるので参照されたい）。当時、州職員にクリントン州知事の大統領選挙出馬の可能性を質問したところ「彼は意欲がありそうだ。ただね、この州は貧乏で選挙資金が集まらないと思うよ」と答えたのを思い出す。クリントン氏の出身地であるアーカンソー州は日本ではあまり知られていないと思うが、カリフォルニア州と一二を競う米生産州であり、また、水戸納豆の原料の大豆を生産している。

クリントン氏が大統領になって一番喜んでいるのは大都市を中心とした地方行財政関係者であろう。彼らは共和党政権での市町村冷遇を一貫して批判してきており、事実、現在の共和党政権担当者は基本的に東部のビジネス関係者で構成されており、ヌースー首席補佐官（前ニューハンプシャー州知事）が辞任した後には、地方行政関係者はほとんどいなかった。ちなみに、ブッシュ大統領は地方行財政に関与した経験はなく、クエール副大統領、ベーカー前国務長官しかりである。しかし、今回の閣僚人事では、我々も接触したことのある大都市市長が、ある長官になるとかならないとかの評判を聞くにつけ、状況は様替わりしていると考えさせられる。

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

N O	タ イ ド ル	発 刊 日
第 5 6 号	1 9 9 2 年米国大統領選挙等の概要 (2) - 地方編 -	1992/12/25
第 5 5 号	1 9 9 2 年米国大統領選挙等の概要 (1) - 連邦編 -	1992/12/25
第 5 4 号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23
第 5 3 号	米国地方自治の現場 I - インディアナ州エルクハート市 -	1992/ 9/ 1
第 5 2 号	英国の 1 9 9 2 年総選挙及び統一地方選挙	1992/ 8/ 7
第 5 1 号	米国における広域行政について	1992/ 8/ 7
第 5 0 号	英国の公益事業	1992/ 7/21
第 4 9 号	英国における姉妹都市提携と地方団体	1992/ 6/10
第 4 8 号	米国・サンシティー - 老人のユートピア -	1992/ 6/ 5
第 4 7 号	英国の地方団体の機能と広域行政	1992/ 5/25
第 4 6 号	「イングランドにおける地方団体の内部運営」協議書	1992/ 4/30
第 4 5 号	フランスの地方自治体の国際交流 - その理念と現状 -	1992/ 3/30
第 4 4 号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/ 3/30
第 4 3 号	米国連邦政府1993年度予算案について	1992/ 3/30
第 4 2 号	フランスの広域行政 - その制度、実態及び新法による改革 -	1992/ 3/13
第 4 1 号	フランスの下水道 - 第 1 部 制度的枠組みと改革の動向 -	1992/ 3/ 6